

## 公立大学法人山口県立大学 第2期中期目標素案（骨子）

第2期中期目標素案（骨子）	（参考）第2期中期計画の現時点における検討の方向性	備考
<p>（基本的な目標）</p> <p>公立大学法人山口県立大学は、大学を設置し、及び管理することにより、地域における知の拠点として、住民の健康の増進及び個性豊かな地域文化の進展に資する専門の学術を深く教授研究するとともに、高度な知識及び技能を有する人材の育成並びに研究成果の社会への還元による地域貢献活動を積極的に展開し、もって人々が生き生きと暮らす社会の形成に資することを目的とする。</p> <p>第1期中期目標期間は、当該目的の達成に向けて「着実に成果をあげるための安定した体制、仕組みの早期確立」に向けた取組を推進した期間であり、第2期中期目標期間にあつては、第1期中期目標期間における成果を基礎に、法人が自主的、自律的に社会経済情勢の変化に適切に対応しつつ、存在感ある「地域貢献型大学」として一層の個性化を図り、県民や地域社会の期待に応える成果を着実に上げることを目指して、次のとおり中期目標を定める。</p> <p>第1 中期目標の期間</p> <p>中期目標の期間は、平成24年4月1日から平成30年3月31日までの6年間とする。</p>		

<p>第2 教育研究等の質の向上に関する目標</p> <p>1 教育に関する目標</p> <p>人々の暮らしに身近な健康や文化の領域において人と人の関わりを重視した教育研究を行う大学として、住民の福祉の増進に資する高い教養と専門的能力を有する人材を育成するために、どのような教育に重点を置き、その結果がどう具体化されているかを可視化し得るような特色ある教育を推進する。</p> <p>また、教育の質の保証・向上に資するため、「大学教育で何を修得したか」の問いに応え得る体系的で一貫性のある学位プログラムを整備し運用する。</p>	<p>第1 教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 教育に関する目標を達成するため取るべき措置</p> <p>(1) 特色ある教育の推進</p> <p>ア 学部教育</p> <p>(ア) 全学共通</p> <p>① 地域活動体験の促進 全ての学部生が、ボランティアや地域づくり支援などの地域活動を経験して卒業 {No. 1}</p> <p>② 国際交流体験の促進 全ての学部生が、国際交流活動を複数回経験して卒業 {No. 2}</p> <p>③ 基礎的英語運用能力の修得促進 全ての学部生が、英語による通常会話で最低限のコミュニケーションができる能力を身に付けて卒業 {No. 3}</p> <p>④ 学生が履修後も自分でさらに学習を深めてみたいと思うことができるような授業の内容及び方法の工夫 教養科目の期末学生授業評価において、「授業を終えた今、自分でさらに学習を深めてみたいと思うか」について4以上とした学生の割合100% {No. 4}</p> <p>⑤ 学生や卒業生・修了生の活動事例の積極的発信 本学ウェブサイトへ学生や卒業生・修了生の活動事例を掲載し毎年度情報を更新 {No. 5}</p> <p>(イ) 国際文化学領域</p> <p>① 異文化交流能力を培う海外実地体験の促進 国際文化学科の全ての学生が、海外研修や留学などの実地体験を経て卒業 {No. 6}</p> <p>② 異文化交流に資する専門的外国語運用能力の涵養 国際文化学科の全ての学生が、英語又は中国語若しくは韓国語のいずれかの言語によりどのような状況でも適切なコミュニケーションができる素地を備えて卒業 {No. 7}</p>	
--	---	--

	<p>③ 地域文化創造に関する能力を培う学外向け企画創作発表体験の促進 文化創造学科の全ての学生が、自らの企画等を学外に複数回発表して卒業 {No. 8}</p> <p>(ウ) 社会福祉学領域</p> <p>① 保健・医療・福祉職のチームアプローチに関する能力の涵養 社会福祉学部、看護栄養学部が共同開講するヒューマンケアチームアプローチに関わる授業の期末学生授業評価において、「授業を終えた今、自分でさらに学習を深めてみたいと思うか」について4以上とした学生の割合 100% {No. 9}</p> <p>② 社会福祉士国家試験合格率水準の維持向上 社会福祉士国家試験合格率 70%以上 {No. 10}</p> <p>③ 社会福祉士養成に係る実習機関による学生評価の水準の維持向上 社会福祉士養成に係る実習機関による学生評価 (5段階評価) 4以上 {No. 11}</p> <p>④ 地域の福祉課題へ積極的に関与するコミュニティワーク (地域福祉実践力) の涵養 {No. 12}</p> <p>(エ) 看護学・栄養学領域</p> <p>① 保健・医療・福祉職のチームアプローチに関する能力の涵養 {No. 9 再掲}</p> <p>② 看護師、保健師、助産師の国家試験合格率の維持向上 看護師、保健師、助産師国家試験合格率毎年度 100% {No. 13}</p> <p>③ 看護実践能力の涵養 「看護学士課程におけるコアとなる看護実践能力と卒業時到達目標に基づく評価」において5段階評価で4以上 {No. 14}</p> <p>④ 管理栄養士の国家試験合格率の維持向上 管理栄養士国家試験合格率毎年度 100% {No. 15}</p>	
--	---	--

	<p>⑤ 管理栄養士養成に係る実習機関による学生評価の水準の維持向上  管理栄養士養成に係る実習機関による学生評価（5段階評価）  4以上 {No. 16}</p> <p>ウ 大学院教育</p> <p>① 実務経験者の大学院受け入れの推進 {No. 17}</p> <p>② 国際文化学及び健康福祉学に係る大学院生の研究支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本学大学院生の学会発表、外国語による論文発表の実績の継続的・安定的積み上げ {No. 18}</li> <li>・ 国際文化学研究科の全ての学生が、「地域の国際化」及び「地域文化の再生・創造」に係る学術の理論及び応用に関する修士論文・修士制作をまとめて修了。当該論文内容等は公表 {No. 19}</li> <li>・ 健康福祉学研究科博士前期課程の全ての学生が、「住民の身体的、精神的、社会的な健康の保持増進」及び「社会福祉学、看護学、栄養学の連携」に係る学術の理論及び応用に関する修士論文をまとめて修了。当該論文内容は公表 {No. 20}</li> <li>・ 健康福祉学研究科博士後期課程の全ての学生が健康福祉学を理論的・実践的に探究した博士論文をまとめて修了。当該論文内容は公表 {No. 21}</li> </ul> <p>(2) 学位プログラムの整備運用  学位授与方針、教育課程の編成・実施方針、入学者受入方針の3つの方針の組織的、総合的運用体制の確立（中期目標期間中に「学位授与方針、教育課程の編成・実施方針、入学者受入方針の3つの方針の見直し」「見直し結果の適切性の検証」「検証結果に基づく所要の措置」を実行） {No. 22}</p>	
--	--	--

<p>2 学生支援に関する目標</p> <p>学生の多様化の進展に対応しつつ、豊かな人格を形成する学生支援・学習環境整備の充実に資するよう、総合的な学生支援活動の質の保証に向けた取組を推進する。</p> <p>また、社会構造等の変化を踏まえ、学生が入学時から自らの職業観、勤労観を培い、社会人として必要な資質能力を形成していくことができるよう、教育課程内外にわたって支援する仕組みを整備するとともに、学生の円滑な職業生活への移行を支援する。</p> <p>3 研究に関する目標</p> <p>大学の教育研究能力の源泉となる教員の研究業績の蓄積とその成果の発信の取組を確実かつ継続的に行うとともに、国際共同研究を組織として実施する。</p>	<p>2 学生支援に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>① 学生の声を反映した各種学生支援方策（窓口対応、修学支援、経済支援、生活支援、健康支援等）のPDCA サイクルの確立</p> <p>中期目標期間中に「学生支援に関する方針の整備」「当該方針の実施状況を学生満足度調査等により定期的に検証」「検証結果に基づく所要の措置」を実行 {No. 23}</p> <p>② 教育課程内外を通じた学生の社会的・職業的自立に向けた指導体制等の確立</p> <p>教育課程内外を通じた学生の社会的・職業的自立に向けた指導等に関する方針の明示と当該方針に基づく体制の機能発揮 {No. 24}</p> <p>③ 学生の就職決定率の維持向上</p> <p>就職決定率毎年度 100% {No. 25}</p> <p>3 研究に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>① 文部科学省科学研究費補助金申請の促進</p> <p>原則としてすべての専任教員が科学研究費補助金に毎年申請 {No. 26}</p> <p>② 論文等発表活動の促進</p> <p>原則としてすべての専任教員が論文等（査読付き論文や外国語による論文の作成を推奨）を毎年1編以上作成し公表 {No. 27}</p> <p>③ 組織として取り組む国際共同研究の計画的実施</p> <p>中期目標期間中に、国際共同研究を組織として3課題程度実施しその成果を公表 {No. 28}</p>	
---	--	--

<p>4 地域貢献に関する目標</p> <p>少子高齢化や若者の社会減の進行に対応した県勢の振興に資するため、健康や文化の領域において、県民の福祉の増進に資する人材の育成や、県の政策形成等に貢献するシンクタンク機能の発揮、ライフステージに応じた生涯学習機会の提供と県民と学生・教員との学び合いを中心とする県民との連携・交流の取組を着実に推進する。</p>	<p>4 地域貢献に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>(1) 県民の福祉の増進に資する人材の育成</p> <p>① 入学者に占める県内生割合の向上 {No. 29}</p> <p>② 卒業生の県内就職割合の向上 学部卒業生のうち就職した者に占める県内就職者割合 50% {No. 30}</p> <p>③ 卒業後も県内で地域づくり活動等に積極的に関わり続ける者の輩出 中期目標期間中に、卒業後又は修了後も県内で地域づくり活動等に関わり続ける者 50 人程度を輩出 {No. 31}</p> <p>(2) 県の政策形成等に貢献するシンクタンク機能の発揮</p> <p>① 山口県における健康福祉社会づくり、中山間地域の振興、地産地消、観光交流等の推進に資する調査研究の推進 中期目標期間中に、山口県における健康福祉社会づくり、中山間地域の振興、地産地消、観光交流等の推進に資する調査研究を 3 課題程度実施しその成果を公表 {No. 32}</p> <p>② 公共団体等からの研究等の積極的受託 公共団体を中心に共同研究・受託研究を年 25 件実施 {No. 33}</p> <p>(3) 県民との連携・交流の推進</p> <p>① 社会情勢に適切に対応した県内の保健・医療・福祉等専門職のキャリアアップ支援 県内の保健・医療・福祉等専門職向け研修を計画的に実施しその成果を公表 {No. 34}</p> <p>② 関係団体との連携のもとで県民の子育てや健康づくり、地域文化の継承発展の取組を支援する場の形成 {No. 35}</p>	
---	---	--

<p><b>第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標</b></p> <p>大学運営の更なる効率化に資するため、民間ノウハウも活用しつつ事務等の合理化の取組を継続的に推進するとともに、高度化する大学運営を教職員集団による組織的な取組により適切に処理することができるよう、教職員の職能開発を体系的に行う。</p> <p>また、大学情報の発信については、伝えたい者に伝えたい情報が行き届くようその戦略性を高める。</p>	<p>③ 地域の国際化に寄与する本学留学生と県民との交流の推進 中期目標期間中に、本学留学生を県内全市町に2回派遣等 {No. 36}</p> <p>④ 各種団体等との連携による講演会・研修会等の開催活動の推進 {No. 37}</p> <p><b>第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</b></p> <p>(1) 事務等の合理化の継続的推進 必要性、有効性、効率性の視点に立った教育課程、事務事業、各種組織の運営方法、分掌事務、職員配置等の見直しの徹底等（中期目標期間中に「教育課程、教員組織、教育研究組織や事務組織の編成・運営、職員配置等に関する見直し」「見直し結果に基づく所要の措置」「所要の措置の実施状況の検証」を実行） {No. 38}</p> <p>(2) 教職員の大学運営能力の向上</p> <p>① 教員・事務職員の適切な役割分担による企画立案・実行体制の確立 入学者選抜、地域貢献、高大連携、教育改革、情報通信技術活用等の重要課題に関する企画立案・実行が教員・事務職員の明確な役割分担のもとで行われており、機能を発揮 {No. 39}</p> <p>② 大学運営に関する組織的研修の推進 管理職研修等の役職別研修、大学運営に関する重要課題に関する教職員向け研修、教職員の海外研修派遣制度等の体系的整備とその運用 {No. 40}</p> <p>③ 他大学等との交流の推進 {No. 41}</p> <p>④ 人事評価制度の確立 人事評価結果を教職員の処遇に反映 {No. 42}</p>	
---	---	--

<p>第4 財務内容の改善に関する目標</p> <p>財源の多様化に資する自主財源を安定的に確保するとともに、人件費をはじめとする経費については可能な限り抑制する。</p> <p>また、資産の管理運用については、財務内容の改善に資する観点から新たな方策を講ずる。</p>	<p>(3) 大学情報の発信力の強化</p> <p>大学情報の戦略的発信の在り方の検討とその結果に基づく所要の措置（大学情報の発信に関する戦略が明示され、当該戦略に基づき大学情報をわかりやすく発信） {No. 43}</p> <p>第3 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>(1) 自己収入の確保</p> <p>授業料によらない外部資金の恒常的、安定的確保（検定料、共同研究・受託研究等、文部科学省科学研究費、講習料、寄附金等） {No. 44}</p> <p><i>*中期財政計画策定過程において検討</i></p> <p>(2) 経費の抑制</p> <p>① 第二期定員管理計画に基づく人件費の抑制 {No. 45}</p> <p><i>*中期財政計画策定過程において検討</i></p> <p>② 予算編成におけるスクラップアンドビルドの徹底 {No. 46}</p> <p><i>*中期財政計画策定過程において検討</i></p> <p>③ 管理的経費の削減 {No. 47}</p> <p><i>*中期財政計画策定過程において検討</i></p> <p>(3) 資産の管理及び運用</p> <p>財務内容の改善に資する資産の管理及び運用方策の立案及び実行（目的積立金、施設貸付等） {No. 48}</p> <p><i>*中期財政計画策定過程において検討</i></p>	
---	--	--

<p>第5 自己点検、評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標 自己評価の結果、外部評価及び監事監査の結果その他学外者の意見を業務運営に適切に反映するとともに、教育研究、組織運営、施設設備の状況に関する情報の公表を組織的、計画的に実施する。</p> <p>第6 その他業務運営に関する重要目標</p> <p>1 施設設備の整備、活用等に関する目標 県の施設整備計画を踏まえ、既存施設設備の適切な維持管理とその有効活用なども図りながら、良好な教育研究環境の確保に努める。</p> <p>2 安全衛生管理に関する目標 教育研究活動の円滑な実施に資するため、教職員、学生の安全と健康の確保に関する取組を総合的かつ計画的に行い、その水準の向上を図る。</p> <p>3 法令遵守及び危機管理に関する目標 法令遵守及び危機管理に資する内部統制の充実・強化に取り組み、その成果を業務運営に反映させる。</p>	<p>第4 自己点検、評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためとるべき措置 自己評価・外部評価・監査の結果、同窓会、卒業生その他の学外者の意見に基づき必要な措置を講じその結果を定期的に公表〔No. 49〕</p> <p>第5 その他業務運営に関する重要目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 施設設備の整備、活用等に関する目標を達成するためとるべき措置 *検討中</p> <p>2 安全衛生管理に関する目標を達成するためとるべき措置 *検討中</p> <p>3 法令遵守及び危機管理に関する目標を達成するためとるべき措置 *検討中</p> <p><b>【以下の事項は中期財政計画策定過程において検討】</b></p> <p>第6 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画</p> <p>第7 短期借入金の限度額</p> <p>第8 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときはその計画</p> <p>第9 剰余金の使途</p> <p>第10 法第40条第4項の承認を受けた金額の使途</p>	
--	--	--